

第 号
令和 年 月 日

税務署長

未納税移入申告書提出省略承認通知書

令和 年 月 日付で酒税法施行令第34条の2第3項の規定により申請のあった未納税移入申告書の提出の省略については、酒税法第28条の2第2項の規定により、下記の申請内容のとおり承認することとしましたので通知します。

なお、同項の規定は、令和 年 月 日以降、下記移入製造場又は移入蔵置場に移入される酒類について適用することとします。

記

--